

盛岡市営繕工事の情報共有システムに関する運用基準

令和8年1月23日 建築住宅課長決裁

(目的)

第1 この基準は、盛岡市が発注する営繕工事において、情報共有システムを活用するにあたり必要な事項を定め、受発注者双方の業務効率化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 本基準において使用する用語の定義は、以下に定めるところによる。

(1) 情報共有システム（以下「システム」という。）

公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって、業務の効率化を実現するシステムをいい、ASP※1 方式によるものとする。※1 ASP : Application Service Provider

(2) 受注者

工事受注業者の従業員で、発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人、監理技術者及び主任技術者を主にいう。

(3) 発注者

受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督員、発注担当所属職員などの関係者を主にいう。

(4) 工事監理者

対象工事において、業務委託契約約款により工事監理業務委託契約の締結がなされた建築土法第2条第8項による工事監理を行うもの、同約款第5条の規定に基づき承諾を得られた関係者を主にいう。

(5) 工事帳票

公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書で定義する「書面」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「報告」、「通知」の行為により必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。

なお、システムによる打合せ簿等の「発議・提出・受理」などの処理を行うことで、「書面」として有効であり、紙と同等の原本性を担保するため、工事施工中においては工事帳票の変更履歴を記録する必要がある。

(対象工事)

第3 原則、設計金額が150,000千円を超える場合で、発注者が特記仕様書においてシステム利用の対象として指定する工事を対象とする。ただし、工種の少ない専門工事や工事書類が極端に少ない工事など、システムの利用が不要であると発注者が判断する場合はこの限りではない。

2 指定する工事以外の工事については「受注者希望型」とし、システム利用を希望する受注者は、工事打合せ簿（任意様式）により監督員と協議の上、実施するものとする。

（システムの機能要件）

第4 本基準において使用できるシステムは下記の項目に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件営繕工事編」（契約時の最新版）における機能要件を満たすもの※2。

※2 国交省 HP「情報共有システム提供者における機能要件の対応状況」（導入担当者向け）参照

(2) システムの利用方法等についてサポート体制が用意されているもの。

（システムの選定・手続等）

第5 システムは、第4各号の条件を満たすものから発注者に確認の上、受注者が選定する。

なお、発注者への確認方法は問わないが、そのやり取りについて、記録として残るようすること。

2 ネットワーク環境、PC及び周辺機器については、受発注者双方で用意することを原則とする。

3 システム提供事業者との契約、システムの利用登録、利用料金の支払い等の手続きは、受注者が行うものとする。

4 受注者の責によらない不測の事態によりシステムの利用が困難となった場合、受注者は監督員との協議によりシステムの利用を取り止めることができる。その際には、受注者は成果品の引渡しに支障が生じないよう、システム内のデータを速やかに電子記録媒体に保存すること。

（システム活用に要する費用）

第6 システムの利用に係る費用の取扱いは次のとおりとする。

(1) 第3第1項の規定により、対象工事として指定した場合のシステム登録・利用料金は、発注時に積上げ共通仮設費として計上する。

(2) 第3第2項の規定により、受注者自らが希望する場合のシステム登録・利用料金は受注者負担とし、設計変更の対象外とする。

(3) システム利用期間の短縮、延長に伴うシステムの利用料金の取り扱いについては次のとおりとする。ただし、受注者の責によらない場合に限る。

ア 利用期間が短縮される場合：設計変更の対象外とする。

イ 利用期間が延長される場合：監督員との協議による。

（対象とする工事帳票）

第7 受注者はシステム活用の対象とする工事帳票について、監督員と協議の上、決定する。

なお、協議は岩手県 HP「情報共有システム（ASP）の利用（営繕工事）」※3に掲載されている別紙「事前協議チェックシート」を準用し行うこととする。

※ 3 参照 URL : <https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020277/1086473.html>

- 2 工事監理者が別にいる場合は、前項で決定した内容について工事監理者を交え、前項に準じて再度協議することができる。
- 3 前各項の協議は工事打合せ簿(様式任意)に「事前協議チェックシート」を添付の上、行うこととする。

(検査・納品)

- 第 8 システムで処理を行った工事帳票は、電子データで完成検査(以下、この項において「検査」という。)を受検することを原則とする。ただし、書面で提出、受理された工事帳票は紙媒体により検査を受検するものとする。
- 2 前項の規定は、指定部分検査、出来形検査及び中間検査を受検する場合に準用する。
 - 3 システムで処理を行った工事帳票は、工事完成時に「盛岡市電子納品ガイドライン(案)」に基づき電子納品を行うものとする。

(その他)

- 第 9 この基準に定めのない事項については、受注者と監督員との協議による。

附則

本基準は、令和 8 年 1 月 23 日以降に公告する工事から適用することとし、適用日以前からシステムを利用している工事においても、受発注者間の協議により適用できるものとする。